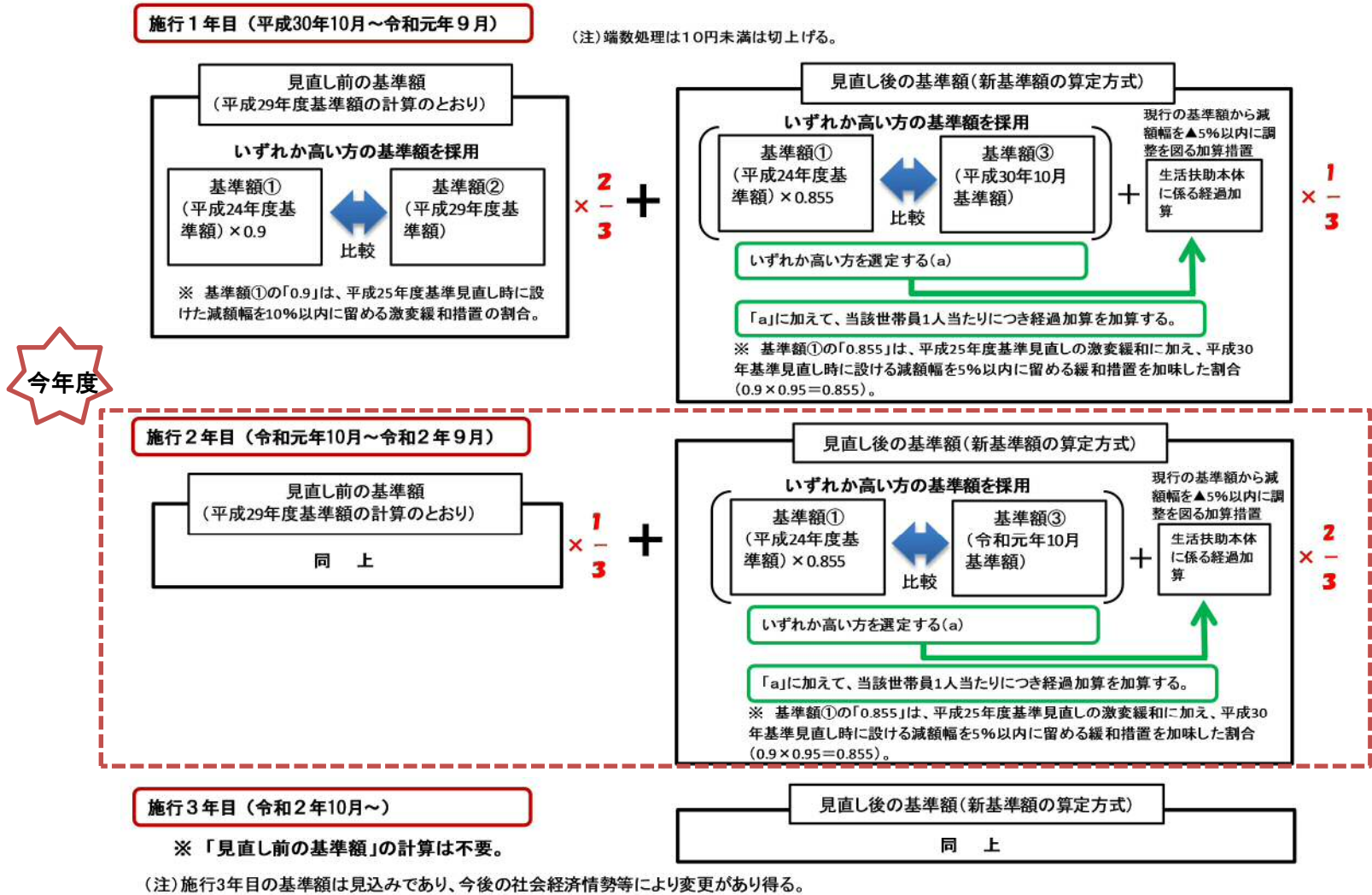


平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、平成29年度の基準額から減額幅をマイナス5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅をマイナス10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「(基準額①)平成24年度基準額表」と「(基準額③)平成30年10月基準額表」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅マイナス5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。なお、令和元年度の基準変更に伴い、基準額③は「(基準額③)令和元年度10月基準額表」に変更となった。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回は、施行2年目で来年10月には3回目を予定しており、その間の計算方法は以下のとおりとする。



令和元年10月以降の生活扶助基準額表

生活扶助基準(第1類)【1級地1】			
年齢	平成24年度	平成29年度	令和元年度
	基準額①	基準額②	基準額③
0～2	21,820	27,040	44,630
3～5	27,490	30,390	44,630
6～11	35,550	34,880	45,640
12～17	43,910	39,720	47,750
18～19	43,910	39,720	47,420
20～40	42,020	38,970	47,420
41～59	39,840	39,920	47,420
60～64	37,670	39,540	47,420
65～69	37,670	39,540	45,330
70～74	33,750	34,310	45,330
75～	33,750	34,310	40,920

生活扶助基準(第2類)【1級地1】			
人員	平成24年度	平成29年度	令和元年度
	基準額①	基準額②	基準額③
1	45,320	41,380	28,890
2	50,160	50,890	42,420
3	55,610	60,000	47,060
4	57,760	62,420	49,080
5	58,010	69,610	49,110

生活扶助第1類逓減率【1級地1】			
人員	平成24年度	平成29年度	令和元年度
	逓減率①	逓減率②	逓減率③
1	1.00	1.0000	1.0000
2	1.00	0.8850	0.8548
3	1.00	0.8350	0.7151
4	0.95	0.7675	0.6010
5	0.90	0.7140	0.5683

生活扶助に係る経過的加算額【1級地1】					
世帯員数 年齢	1人	2人	3人	4人	5人
0～2	0	0	0	4,530	4,290
3～5	0	0	0	2,370	2,200
6～11	0	0	0	0	0
12～17	410	0	0	0	0
18～19	740	0	0	0	0
20～40	110	0	0	0	0
41～59	930	0	1,070	0	0
60～64	570	0	940	770	570
65～69	2,660	0	2,280	770	570
70～74	0	0	0	150	110
75～	2,090	0	1,270	150	110